

衆賢『顕宗論』の本頌について

青原令知

▶ キーワード

衆賢、『顕宗論』
『順正理論』、『俱舎論』

▼ 要 旨

説一切有部の論客、衆賢の著した『順正理論』と『顕宗論』は、前者が『俱舎論』の有部批判に対する反駁書、後者が有部正統説を顕示した書として知られる。両書とも『俱舎論』の本頌を用いた注釈書の体裁を取りながらも『顕宗論』の本頌には一部に改変が見られる。そのことに関しては古くに指摘されていたが、未だに全貌が解明されているとは言いがたい。本稿は『顕宗論』でなされた改頌のすべての事例を提示して検討を加え、衆賢の意図を明らかにする試論である。

1. 問題の所在

1.1. 『順正理論』と『顕宗論』

5世紀頃に活躍した説一切有部の論客、衆賢 (Saṅghabhadra) は『阿毘達磨順正理論』(**Nyāyānusāra*、以下『順正理論』) と『阿毘達磨蔵顕宗論』(**Samayapradīpika*、以下『顕宗論』) 二論書の作者として知られ、両者はいずれも玄奘の手による漢訳が現存するのみである。周知のように衆賢は世親 (Vasubandhu) が著した『阿毘達磨俱舎論』(*Abhidharmakośabhāṣya*、以下梵文 = AKBh、玄奘訳 = 『俱舎論』) にしばしば有部教義を批判する解釈が見られることに對抗して、二論を作ったと伝えられる¹⁾。『順正理論』は玄奘訳で80巻からなる大作で、多くの部分を『俱舎論』への反駁に費やしている。これに対して宗義を中心に40巻ほどにまとめたものが『顕宗論』であり、多くの記述が『順正理論』と呼応している²⁾。

従来の衆賢研究では『順正理論』に注目が集まりがちであったが、『顕宗論』に関してはかつて櫻部建の研究ノート、およびアビダルマ研究所から発信された一連の論考が特筆される。いずれも『俱舎論』の本頌が『順正理論』ではほぼ踏襲されているのに対し、『顕宗論』では一部

の本頌が改変されていることを指摘するものである³⁾。残念なことに、これらの先駆的な業績は部分的もしくは未完のまま終わり、その全容が十分論じ尽されたとは言いがたい。しかもその後40年近くなる現在もこの問題に関して未だに手付かずの状態で放置されている。本稿はこの『顕宗論』の本頌改変のすべての事例を提示し、その全容解明を目的とする。時期を逸した感はあるが、これら先行研究の提言に対して筆者なりに応えるものである。

ところで『順正理論』にはない『顕宗論』の大きな特色の一つは、独自の帰敬頌と総結頌を備えることである⁴⁾。本論の冒頭と末尾に詩頌をしたためて、著述の意図を明確に表明しているのである。そのうち帰敬頌で衆賢は次のように述べている。

一切法に遍満する諸存在の、極めて知り難い自相と共相を独り誤りなく悟りえた、かの一切智者にここに敬礼する。私は道理に従って広く語り、異説を打ち破り本義を顕示しよう。もし経主の言葉が道理と聖教に準ずるなら、それを依用して述べ非を追及しない。少しでもアビダルマの目的と経に背反するなら、徹底的に吟味して必ず排除する。すでに『順正理論』という論を説きおえた。思索を求める者が学べるようにと。〔ただ〕文言が広範囲に波及して見出し難く、少々の労力では理解できるものではなくなった。その膨大な文を採用しつつ理解しやすくするために『顕宗論』という略論を造るのである。かの本頌を用いて基準として『順正理論』中の広大な決択を要約し、かの〔本頌〕の謬言を糾して正釈を述べ、この〔有部の〕真の宗義を顕示する（『顕宗論』777a08-17）。

ここで衆賢が一切智者たる仏陀への敬礼に託して表明している事柄は明解である。すなわち『俱舍論』に表明された世親の独自の解釈に不満を持った衆賢が『順正理論』を著してこれを非難・是正し、『顕宗論』によって有部の正統教義を顕示したということである。まさに「宗(*samaya)を顕わすもの(*pradīpika)」という名称のいわれを語っているようにみえる。

特に注目すべきは、最後の一頌で『俱舍論』の本頌(kārikā)を宗義にもとづいて是正すると明言していることである。実際に『顕宗論』の本頌を『俱舍論』のそれと比較してみると、この帰敬頌の言葉通り、『順正理論』がおよそ600頌にわたる『俱舍論』本頌をほぼそのまま踏襲しているのに対して、『顕宗論』では本頌の一部に明らかな改変が見られる。管見によればその改変箇所は29箇所に及んでいる⁵⁾。上述の先行研究で解明されたのはその一部である。本稿ではすべての改頌例を考察対象とする。

1.2. 本頌の取扱い

本論の議論に入る前に、現存する本頌資料について確認しておきたい。『俱舍論』の場合は周知のように梵文、チベット訳、漢訳の資料が揃っているが、本頌に関しては諸本間でいくつかの相違点が見られ、それ自体検討が必要な未解決の問題を含んでいる⁶⁾。ここではこの問題に深入りする余裕はないが、衆賢二論書とこれらを比較する場合、まず同じ訳者の手になる玄奘訳『俱舍論』との異同を見ることになろう。

『順正理論』の本頌は基本的に『俱舍論』本頌をそのままの形で採用し、玄奘訳ではほぼ同一の訳文になっていて、玄奘独自の本頌と長行の提示の仕方⁷⁾においても統一されている。その中

で衆賢は、本頌に関して疑問を呈する場合は、その難点を種々指摘した上で、あるべき本頌の姿を「提案」するにとどめていて、本頌そのものには手を加えていない。ただ実際には『俱舍論』と『順正理論』の間で本頌の字句が相違する例がいくつか見られるのだが、明らかな誤写や異体字と判ぜられる例⁸⁾、あるいは字句上の相違だけで意味はほとんど異ならず同一原文が想定しうる例⁹⁾を除けば、二論書間で本頌が相違するのはわずかに2頌のみである(IV-27, IV-31)。これについては後述する。

以下の本論においては、まず『顕宗論』において改頌が見られる29例を一覧し、若干の考察を加える。紙数の関係上、内容検討は最小限にとどめ、改頌の仕方等に的を絞って論じていく。

2. 本頌の改変例

ここに一覧する本頌は『顕宗論』で改頌されたもののみであり、『順正理論』でなされた改頌例は含まれない。後者については後述する。煩瑣を避けるため玄奘訳『俱舍論』『順正理論』を対照させ、参考として梵文対応箇所のみを示し、他の諸本は該当箇所を掲げるにとどめた。また1箇所だが俱舍論称友釈(SA)に引かれる梵文も併せて掲げている。表中、『俱舍論』と『順正理論』はすべて同文なので一括してある。『顕宗論』の改変部分をゴチックで示し、それに対応する諸本の語句に下線を施した。「-」は『顕宗論』に存在しないことを表わす。本頌番号はすべてAKBhにもとづく。

【1】 [I-3cd] アビダルマ仏説論

AKK:76.25-26 AKBh:2.21-22	kleśais ca bhramati bhavāṛṇave 'tra lokas tad-dhetor ata uditāḥ <u>kilaiṣa śāstrā</u>
俱 1b20 / 順 329c11	由惑世間漂有海 因此傳佛說對法
顯 779b24	由惑世間漂有海 爲寂大師說對法

AKK-T (D:ku1b4-5, P:gu1b5-6); AKBh-T (D:ku27b3-4, P:gu29a2-3); 真 (162a19-20)

【2】 [I-10b] 声処の分類

AKK:76.39 / AKBh:6.21	śabdāḥ tv aṣṭavidhaḥ
俱 2b22 / 順 333c29	聲唯有八種
顯 781b13	聲唯有二種

AKK-T (D:2a4, P:2b5); AKBh-T (D:ku30b3, P:gu32a5); 真 (163b01-02)

【3】 [I-11] 無表色の定義

AKK:76.41-42 AKBh:8.1-2	vikṣiptācittakasyāpi yo 'nubandhaḥ śubhāśubhaḥ mahābhūtāny upādāya sa hy avijñaptir ucyate
俱 3a16-17 / 順 335a26-27	亂心無心等 隨流淨不淨 大種所造性 由此說無表
顯 781c28-29	作等餘心等 及無心有記 無對所造性 是名無表色
cf. SA:32.21-22	kr̥te 'pi visabhāge 'pi citte cittātyaye ca yat vyākṛtāpratighaṃ rūpaṃ sā hy avijñaptir iṣyata

AKK-T (D:2a5, P:2b5-6); AKBh-T (D:ku31b2, P:gu33a6); 真 (163c06-07)

【4】 [I-20cd] 三科説示の理由

AKK:77.14 / AKBh:14.9	mohendriya-ruci-traidhāt tisraḥ skandhādi-deśanāḥ
俱 5b03 / 順 344a20	愚根樂三故 説蘊處界三
顯 784c27	愚根等三故 説蘊處界三

AKK-T (D:2b5, P:3a3); AKBh-T (D:ku36a7-b1, P:gu38b6); 真 (165c07-08)

【5】 [I-28ab] 空界の実有論

AKK:77.29 / AKBh:18.12-14	chidram ākāśadhātvaḥyām āloka-tamasī kila
俱 6c07 / 順 347a23	空界謂竅隙 傳説是明闇
顯 787a17	空界謂竅隙 體卽是光闇

AKK-T (D:3a2-3, P:3a8); AKBh-T (D:ku39b1-2, P:gu42a4-5); 真 (166c29-167a01)

【6】 [I-42] 根見・識見論

AKK:78.5-6 AKBh:30.3-10	cakṣuḥ paśyati rūpāṇi sabhāgaṃ na tadāśritaṃ vijñānaṃ dṛśyate rūpaṃ na kilāntaritaṃ yataḥ
俱 10c06-07 / 順 363c10-11	眼見色同分 非彼能依識 傳説不能觀 被障諸色故
顯 791a07-08	眼見色同分 非識見因故 識類無別故 不觀障色故

AKK-T (D:3b4, P:4a1); AKBh-T (D:ku47b7-48a2, P:gu51b4-6); 真 (170c10-16)

【7】 [II-1] 根の語義解釈

AKK:78.21-22 / AKBh:38.4-21	caturṣv artheṣu pañcānām ādhipatyam dvayoḥ kila caturṇām pañcakāṣṭhānām saṃkleśavyavadānayoḥ
俱 13b14-15 / 順 377b10-11	傳説五於四 四根於二種 五八染淨中 各別爲増上
顯 795a16-17	五根於四事 四根於二種 五八染淨中 各別爲増上

AKK-T (D:4a1-2, P:4a5-6); AKBh-T (D:ku53a4-b5, P:gu58a3-b7); 真 (173a08-b04)

【8】 [II-2] ~ [II-4] 根の語義異説

AKK:78.23-28 AKBh:38.4-21	svārthopalabdhyādhipatyāt sarvasya ca ṣaḍ-indriyaṃ strītvā-puṃstvādhipatyāt tu kāyāt strīpuruṣendriye nikāya-sthiti-saṃkleśa-vyavadānādhipatyataḥ jīvitaṃ vedanāḥ pañca śraddhādyās cendriyaṃ matāḥ ājñāsyāmy-ākhyam ājñākhyam ājñātāvīndriyaṃ tathā uttarottara-saṃprāpti-nirvāṇādy-ādhipatyataḥ
俱 13c18-23 / 順 378a6-11	了自境増上 總立於六根 從身立二根 女男性増上 於同住雜染 清淨増上故 應知命五受 信等立爲根 未當知已知 具知根亦爾 於得後後道 涅槃等増上
顯 (795b26-c06)	-

AKK-T (D:4a2-3, P:4a6-8); AKBh-T (D:ku54a2-b2, P:gu59a4-b7); 真 (173b15-c07)

【9】 [II-6] 余法が根でない理由の異説

AKK:78.31-32 AKBh:40.16-17	pravṛtter āśrayotpatti-sthiti-pratyupabhogataḥ caturdaśa tathānyāni nivṛtter indriyāṇi vā
俱 14b11-12 / 順 379c01-02	或流轉所依 及生住受用 建立前十四 還滅後亦然
顯 (796a25)	-

AKK-T (D:4a4, P:4a8-b1); AKBh-T (D:ku55a2, P:gu60a8-b1); 真 (173c26-27)

【10】 [II-50bcd] 俱有因の定義

AKK:80.17-18 AKBh:83.16-18	sahabhūr <u>ye mithaḥphalāḥ</u> bhūtavac cittacittānuvartilakṣaṇalakṣyavat
俱 30b16-17 / 順 417c12-13	俱有互爲果 如大相所相 心心隨轉等
顯 814c19-20	俱有一果法 如大相所相 心心隨轉等

AKK-T (D:6a1, P:6b4-5); AKBh-T (D:ku86b6-7, P:gu99a8-b2); 真 (188b25-27)

【11】 [II-73] 三界十二心の獲得

AKK:81.11-12 AKBh:109.5-19	kliṣṭe traidhātuke lābhaḥ <u>ṣaṇṇām ṣaṇṇām</u> dvayoḥ śubhe trayāṇām rūpaje śaikṣe <u>caturṇām tasya</u> śeṣite
俱 40b14-15 / 順 455b05-06	三界染心中 得六六二種 色善三學四 餘皆自可得
顯 828c16-17	三界染如次 得七六二種 色善二學三 二無餘自得

AKK-T (D:6b7, P:7a3); AKBh-T (D:ku107b6-108a4, P:gu124b4-125a4); 真 (197b17-198a03)

【12】 [III-2] 色界天の処数

AKK:81.17-18 AKBh:111.15-20	ūrdhvaṃ <u>saptadaśasthāno rūpadhātuḥ pṛthak pṛthak</u> <u>dhyānaṃ tribhūmikam</u> tatra caturthaṃ tv aṣṭabhūmikam
俱 40c27-28 / 順 456a21-22	此上十七處 名色界於中 三靜慮各三 第四靜慮八
顯 829a27-28	此上十六處 名色界於中 初二二三三 第四靜慮八

AKK-T (D:7a1-2, P:7a4-5); AKBh-T (D:ku108b7-109a1, P:gu125b8-126a2); 真 (198b10-12)

【13】 [III-11~12] 中有実有論

AKK:81.35-38 AKBh:120.15-122.8	vṛhisantānasādharmyād avicchin nabhavodbhavaḥ <u>pratibimbam asiddhatvād asāmyāc cānīdarśanaṃ</u> sahaikatra dvayābhāvāt asantānād dvayodayāt <u>kaṇṭhokteś cāsti gandharvāt pañcokter gatisūtrataḥ</u>
俱 44b18-21 / 順 470a06-09	如穀等相續 處無間續生 像實有不成 不等故非譬 一處無二並 非相續二生 <u>說有健達縛</u> 及五七經故
顯 834b21-c01	如穀等相續 處無間續生 我宗許像生 其中亦無間 不成故非譬 是一類所許 彼所說非理 能生餘像故 有相相應故 非恒可得故 能障餘色故 無分別境故 一處無二並 由謂如是得 非光二像生 不等故非譬 從一生多故 非相續二生 聖說健達縛 及五七經故

AKK-T (D:7a6-7, P:7b2-3); AKBh-T (D:ku116b1-117b4, P:gu134b7-136a8); 真 (201b15-202a09)

【14】 [III-25ab] 四種縁起

AKK:82.13 /AKBh:133.9-11	āvasthikaḥ <u>kileṣṭo</u> 'yaṃ prādhānyāt tv aṅgakīrtanaṃ
俱 48c20 / 順 494b13	傳許約位說 從勝立支名
顯 842a13	佛依分位說 從勝立支名

AKK-T (D:7b7, P:8a3); AKBh-T (D:kul25b3, P:gul46a2-3); 真 (205c14-16)

【15】 [III-52d~53ab] 第八海の広さ

AKK:83.16-17 AKBh:161.5-8	śeṣaṃ bāhyo mahodadheḥ lakṣatrayaṃ <u>sahasrāṇi</u> <u>viṃśatir dve ca</u>
俱 57c08-09 / 順 515b23-24	第八名爲外 三洛又二萬 <u>二千躰繕那</u>
顯 850b11-12	第八名爲外 三洛又二萬 <u>三千二百餘</u>

AKK-T (D:9a1, P:9a5); AKBh-T (D:kul45b5-6, P:gul67b2-3); 真 (215a02-05)

【16】 [III-55] 四洲の形

AKK:83.21-22 AKBh:161.23-162.5	godāniyaḥ sahasrāṇi sapta sārḍhāni <u>maṅḍalaḥ</u> sārḍhe dve madhyamasya <u>aṣṭau caturasraḥ kuruḥ samah</u>
俱 57c23-25 / 順 515c11-13	西瞿陀尼洲 其相圓無缺 徑二千五百 周圍此三倍 <u>北俱盧婁方</u> <u>面各二千等</u>
顯 850b28-c01	西瞿陀尼洲 其相如滿月 徑二千五百 周圍此三倍 <u>北洲如方座</u> <u>四面各二千</u>

AKK-T (D:9a2, P:9a6-7); AKBh-T (D:kul46a3-4, P:gul67b8-168a1); 真 (215a18-23)

【17】 [IV-2cd~3] 形色実有論

AKK:17-20 AKBh:192.16-195.5	kāya-vijñaptir iṣyate <u>saṃsthānaṃ na gatir</u> yasmāt saṃskṛtaṃ kṣaṇikaṃ vyayāt na kasyacid ahetoḥ syād hetuḥ <u>syāc ca vināśakaḥ</u> <u>dvi-grāhyaṃ syād na cāṇau tat</u>
俱 67c03-07 / 順 531c27-532a02	身表許別形 非行動爲體 以諸有爲法 有利那盡故 應無無因故 生因應能滅 形亦非實有 應二根取故 無別極微故
顯 860a12-22	身表許別形 非行有爲法 有利那盡故 應無無因故 生因應滅故 無決定因故 地等無異故 了相有別故 取不待餘故 相違因別故 有滅不滅故 許別有微故 非二根取故 彼定意境故 分別堅等已 長等智方生 一面觸多生 比知有長等 於多觸聚中 定有長等故 同故過同故

AKK-T (D:10b7-11a1, P:11a5-6); AKBh-T (D:kul66b1-168a5, P:gul90b5-192b6); 真 (225b11-226a21)

【18】 [IV-11~12] 二種等起と識・異熟生

AKK:85.-35-38 AKBh:203.19-205.1	pravartakaṃ dṛṣṭiheyam vijñānam ubhayaṃ punaḥ mānasaṃ bhāvanāheyam pañcakaṃ tv anuvartakaṃ pravartake śubhādaḥ hi syāt tridhāpy anuvartakaṃ tulyaṃ muneḥ śubhaṃ vā tan ¹⁰⁾ nobhayaṃ tu vipākajaṃ
俱 71b29-c03 / 順 547a04-07	見斷識唯轉 唯隨轉五識 修斷意通二 無漏異熟非 於轉善等性 隨轉各容三 牟尼善必同 無記隨或 ¹¹⁾ 善
顯 864c14-17	見斷識唯轉 唯隨轉五識 修斷意通二 俱非修所成 於轉善等性 隨轉各容三 牟尼善必同 無記隨或善

AKK-T (D:11a5-6, P:11b3-4); AKBh-T (D:kul75a1-b6, P:gu201a4-b3); 真 (229a24-b29)

【19】 [IV-20bcd] 靜慮律儀の獲と成就

AKK:86.3-4 AKBh:209.16-17	dhyānaṣaṃvaravān sadā atītājātaṃyāryas tu prathame nābhyatītayā
俱 73c09 / 順 549c28	得靜慮律儀 恒成就過未 聖初除過去
顯 866c22	得靜慮律儀 多恒成過未 聖初除過去

AKK-T (D:11b3-4, P:12a1); AKBh-T (D:kul78b7-179a1, P:gu206a3-5); 真 (229a24-b29)

【20】 [IV-25] 表・無表の成就

AKK:86.13-14 AKBh:211.12-15	vijñāpyaivānvitaḥ kurvan madhyastho mṛducetanaḥ tyaktānutpannavijñāptir avijñāpyāryapudgalaḥ
俱 74b04-05 / 順 550c14-15	成表非無表 住中劣思作 捨未生表聖 成無表非表
顯 867b24-25	成表非無表 住中劣思作 捨未生表定 成無表非表

AKK-T (D:11b6, P:12a4); AKBh-T (D:kul80a2-4, P:gu207b1-3); 真 (231b27-c02)

【21】 [IV-26ab] 靜慮律儀の得

AKK:86.15 / AKBh:211.19	dhyāna-jo dhyāna-bhūmyaiva labhyate
俱 74b13 / 順 551a09	定生得定地
顯 867c05	定生得靜慮

AKK-T (D:11b6-7, P:12a4-5); AKBh-T (D:kul80a5-6, P:gu207b6); 真 (231c09)

【22】 [IV-40] 善法の捨

AKK:86.43-44 AKBh:224.18-22	bhūmi-saṃcāra-hānibhyāṃ dhyānāptam tyajyate śubhaṃ tathārūpyāptam āryaṃ tu phalāpty-uttapti-hānibhiḥ
俱 79c28-29 / 順 566c01-02	捨定生善法 由易地退等 捨聖由得果 練根及退失
顯 874a03-04	捨定生善法 由易地退等 捨諸無漏善 由得果退失

AKK-T (D:12a7-b1, P:12b6); AKBh-T (D:kul90a2-4, P:gu219b8-220a3); 真 (236b03-09)

[23] [V-27] 三世実有論の作用説批判

AKK:91.15-16 AKBh:297.18-301.12	kiṃ vighnaṃ tat-kathaṃ nānyad adhāvāyogas tathā mataḥ ajātanaṣṭatā kena gambhīrā khalu dharmatā
俱 105a07-08 / 順 631c20-21	何礙用云何 無異世便壞 有誰未生滅 此法性甚深
顯 (902a25)	—

AKK-T (D:16b7-17a1, P:17b7); AKBh-T (D:ku240b5-242a7, P:gu281b6-285a1); 真 (258b09-c14)

[24] [V-28] 事の断と繫の断

AKK:17-18 AKBh:301.30-21	prahīṇe duḥkha-dṛg-gheye saṃyuktaḥ śeṣa-sarvagaiḥ prāk prahīṇe prakāre ca śeṣais tad-viśayair malaiḥ
俱 106b12-13 / 順 636b29-c01	於見苦已斷 餘遍行隨眠 及前品已斷 餘緣此猶繫
顯 902a25	於見苦已斷 餘緣此隨眠 及前品已斷 餘緣此猶繫

AKK-T (D:16b7-17a1-2, P:17b7-8); AKBh-T (D:ku242b3-4, P:gu285a5-6); 真 (259a28-29)

[25] [V-35cd ~ 36abc] 三漏中の有漏

AKK:91.34-36 AKBh:306.10-18	anuśayā eva rūpārūpye bhavāsravaḥ avyākṛtāntarmukhā hi te samāhitabhūmikāḥ ata ekikṛtāḥ
俱 107b27-28 / 順 640b25-26	有漏上二界 唯煩惱除癡 同無記內門 定地故合一
顯 904b15-16	有漏上二界 唯煩惱除癡 同無記對治 定地故合一

AKK-T (D:17a5-6, P:18a5-6); AKBh-T (D:ku246a7-b4, P:gu288b1-6); 真 (261a12-21)

[26] [VI-1] 見道・修道の有漏無漏分別

AKK:93.2-3 AKBh:327.3-6	kleśa-prahāṇam ākhyātaṃ satya-darśana-bhāvanāt dvidvidho bhāvanā-mārgo darśanākhyas tv anāsravaḥ
俱 113c10-11 / 順 657c11-12	已說煩惱斷 由見諦修故 見道唯無漏 修道通二種
顯 914a01-02	已說煩惱斷 由見修道故 見道見聖諦 修道修九品

AKK-T (D:18b4-5, P:19b7-8); AKBh-T (D:khu1b1-3, P:ngu1b2-2a2); 真 (266a16-20)

[27] [VII-18] 世俗智の非我行相所縁

AKK:96.43-44 AKBh:404.12-405.1	traidhātukāmalā dharmā akṛtāś ca dvidhā dvidhā sāṃvṛtaṃ svakalāpānyad ekaṃ vidyād anātmataḥ
俱 138a22-23 / 順 742a27-28	俗智除自品 總縁一切法 爲非我行相 唯聞思所成
顯 952a09-10	俗智除自品 總縁一切法 爲非我行相 聞思修所成

AKK-T (D:22a7, P:24a3); AKBh-T (D:khu51a7-b6, P:ngu58b6-59a6); 真 (289a26-b10)

[28] [VII-44] 六通の四念住分別

AKK:97.45-46 AKBh:422.13-423.3	svādhobhūviśayā labhyā ucitāś tu virāgataḥ ṛṭṭiyā ṛṭṭipy upasthānāni ādyam śrotra-rddhi-cakṣuṣi
俱 142c21-22 / 順 752c22-23	未曾由加行 曾修離染得 念住初三身 他心三餘四
顯 960c03-04	未曾由加行 曾修離染得 三身一餘三 一法後法四

AKK-T (D:23a6, P:25a4-5); AKBh-T (D:khu61b3-7, P:ngu70b5-71a3); 真 (294a25-b09)

【29】 [VIII-40] 結頌（造論の意図）

AKK:99.48-52 AKBh:459.16-19	kāsmīra-vaibhāṣika-nīti-siddhaḥ prāyo mayāyaṃ kathito 'bhidharmah yad durgrhītaṃ tad ihāsmadāgaḥ saddharmanītau munayaḥ pramāṇaṃ
俱 152b11-12 / 順 775b16-17	迦濕彌羅議理成 我多依彼釋對法 少有貶量爲我失 判法正理在牟尼
顯 977b12-13	迦濕彌羅議理成 我唯依彼釋對法 或有差違是我失 判法正理在牟尼

AKK-T (D:25a4, P:27b1; AKBh-T (D:khu81b4, P:ngu93b1-2); 真 (304a03-04)

3. 改変本頌の検討

3.1. 改頌の種類

以上の『顯宗論』の改頌例は改変の仕方によれば次の4種に分類されよう。

- (1) 本頌全体を差し替えた例 = 1例 (1頌) (【3】)
- (2) 本頌全体を抹消した例 = 3例 (5頌) (【8】 【9】 【23】)
- (3) 別な本頌を追加した例 = 2例 (4.5頌→9.5頌) (【13】 【17】)
- (4) 部分的に語句を変更した例 = 23例 (残りすべて)

部分的な語句の変更例が圧倒的に多く、本頌全体が改変されているのは6例に過ぎない。これらの改頌例はほとんどの場合、『順正理論』の長行において何らかの批判が加えられているが、部分的な改頌には極力変更を最小限にとどめて既存の表現を生かそうとする姿勢も見取れる。形式上から見れば、(1)(2)(3)のような大幅な改変は、部分的な改変よりも深刻な対立が予想されるが、内容的に見ると必ずしもそうではないようである。そこで視点を変えて検討を試みる。

3.2. 改頌意図の相違

改頌箇所における『順正理論』の批判内容を検討すると、改頌の動機は、1. 異説の排除、2. 教学的不備の是正、3. 表現上の是正、4. 意図不明のものに区分しうる。以下、それぞれの場合について論ずる。なお、紙数の関係上、個々の内容の詳細は必要に応じて注で補足する。

3.2.1. 異説の排除

本頌の内容が正統説でなく異説である（と衆賢が判断した）場合に、これを排除もしくは正統説に改変した例である。上述の(2)本頌を抹消した3例はすべてこれに相当する。そのうち【8】(II-2~4)と【9】(II-6)はいずれも二十二根の定義に関するもので、AKBhにおいて異説であることが明言され『順正理論』は世親がこれらを支持していると断ずる¹²⁾。【23】(V-27)は世親が三世実有を批判するために設けたあからさまな異論の本頌であり、当然『順

正理論』は執拗に反駁している。これらは排除すべき本頌が抹消された例であるが、(3)「追加」の2例(【13】【17】)では異説を排除し自説の正当性を主張する本頌を追加・改変している(内容については後述)。また(4)部分的改変例においても、たとえば【12】(III-2)は色界天に十七処あることを説くものであるが、衆賢はAKBhが自註で紹介する迦湿弥羅国師(Kāśmīra)の十六処説を支持して本頌に読み込む。すなわち本頌を修正することによって異説を正統説に変更しているのである。同様に【2】【6】【10】も異説を正説に改変した例である¹³⁾。

これらの改頌例は改変形式は異なっている、いずれも異説を本頌から排除する意図がある点で共通する。本頌を正統説によって厳格に規定しようとする衆賢の姿勢が表われているといえよう¹⁴⁾。

3.2.2. 教義的不備の是正

本頌に示された教義内容の不備や誤りを指摘し、これを是正した改頌である。元々異説を示す本頌ではない点上記とは異なる。たとえば【4】(I-20cd)は、経中に蘊・処・界の三種が説かれる理由について、AKBhが所化の有情の愚(moha)・根(indriya)・楽(ruci)に応じたとするのを、『順正理論』は経主(世親)の解釈では不足だとして理由を追加し¹⁵⁾、それを承けた『顕宗論』は本頌の語句を「等」と変更する。【19】(IV-20bcd)では、静慮律儀の獲得と成就について、AKBhは律儀獲得者が「常に」過去・未来を成就するとするが、『順正理論』では例外を示し¹⁶⁾、『顕宗論』は本頌の語を「多くは」に変更する。

同等の例として【18】【20】【21】【22】【25】【27】【28】が該当する¹⁷⁾。些細な問題の指摘も多いが、そこにも衆賢の拘りが垣間見える。

3.2.3. 本頌表現の是正

教学や思想上の相違というより本頌の表現上の不具合を指摘したもので、典型例が【16】(III-55)である。四洲の形について、AKBhが四洲それぞれの形と譬喩の表現に統一性がない点に是正を求めたものである¹⁸⁾。また【1】(I-3cd)【5】(I-28ab)【7】(II-1)【14】(III-25ab)は本頌にkila(伝説)の語が付された例であるが、周知のように、AKBhの記述においてこの語は、世親が有部学説について不信感を表明したものといわれる¹⁹⁾。『順正理論』は長行でこれを厳しく糾弾するが、本頌の内容そのものは正統説にはかならないので、『顕宗論』の改頌はこのkilaを取り除いて韻律を調整しただけの改変であり、教義内容の変更を伴わない点でこれらも表現上の是正といえる。さらには本頌を差し替えた【3】(I-11)も、無表色の定義の仕方について衆賢は種々不具合を指摘して全面改頌しているが、結果的に定義自体に大きな相違はなく、本頌にこれをどう表現するかだけを問題にしたものである²⁰⁾。

他に【15】【24】【26】【29】も同様の本頌の表現を是正した改頌と判ぜられる²¹⁾。これらの改頌は、揚げ足取りじみた悪意を感じないでもないが、むしろより厳格な本頌表現を求めた衆賢なりの改善努力のようにも映る。

3.2.4. 意図が不明のもの

【11】(II-73)の改頌例は衆賢の意図が計りかねる。三界十二心の獲得に関して、『順正理論』

は『俱舍論』とは異なる説明の仕方をしながらも結果的にはほぼ同じ解釈に落ち着いているのに対して、『顕宗論』は『順正理論』と同様の説明の仕方をしながら結果が異なり、それが本頌にも反映されているのである²²⁾。正統説が未確定で衆賢にも混乱があったのかもしれない。

3.2.5. 玄奘訳上の問題がある改頌

もう一つ付け加えておかねばならないのは、玄奘訳の問題である。上記に挙げた改頌のうち、【18】(IV-11)と【27】(VII-18)は学術的な不備を是正した例ではあるが、玄奘訳に問題を抱えている。『顕宗論』の改頌部分に相当する『俱舍論』のIV-11d「無漏異熟非」、VII-18d「唯聞思所成」はいずれも他の諸本には存在せず玄奘訳独自の語句であり、他本では自註において言及される内容を本頌に読み込んだ形となっている。特に【18】はIV-11とIV-12で別々にある議論を合わせた記述になっており、長行でも玄奘訳での議論の仕方は他本とは著しく異なっている²³⁾。その箇所には改頌が見られる訳であり、その改頌が純粋に衆賢の手によるものなのか疑問が残ることになる²⁴⁾。

3.3. 本頌に対する衆賢の姿勢

3.3.1. 『順正理論』での改頌と無改頌例

上記に挙げた『顕宗論』の29の改頌例には含まれない、『順正理論』での本頌対応について見ていく。

(1) AKBhのIV-27, IV-31, V-37の3頌はkila(伝説)の語を含む本頌であるが、上述の5例(【1】【5】【6】【7】【14])のような『顕宗論』の改頌例には該当しないものである。そのうちIV-27とIV-31は序論(1.2)で言及した『俱舍論』と『順正理論』の本頌が異なる二例であり、『順正理論』で改頌され『顕宗論』は本頌・長行ともこれを継承している。またV-37では二論書ともに『俱舍論』本頌を改変することなく用いている²⁵⁾。いずれもkilaの訳語が明確でないことが問題であるが、改頌という点では衆賢の姿勢にも曖昧さが感じられる。

(2) 先行研究はI-23を【3】(I-11)と同等の改頌例として挙げる²⁶⁾が、実際には『顕宗論』は既存の本頌を用いて、長行で『順正理論』と同じ文を引いて改頌案を提示するにとどめている²⁷⁾。このように『順正理論』で本頌の不備を指摘しながら改頌を実行しない例は部分的なものを含めれば他にも少なからずある²⁸⁾。

(3) 一部に改頌が存在するにしても、約600頌の大部分を衆賢はそのまま流用しているのであり、既存の本頌の語句に沿って正統説を解説するのが基本である。その中にはIII-36aのように本頌の教説を他の批判から擁護する例も存在する²⁹⁾。長行における世親の異論に対しては厳しく対応しつつ、本頌については最大限、尊重しようとする姿勢が窺える。

3.3.2. 『顕宗論』の姿勢

次に、改頌に際して『顕宗論』の長行での扱い方を見ると、概して改頌の事実を長行で語ることがない。『順正理論』では経主や異説への批判を加えて改頌案を指摘する一方で、『顕宗論』はこの件に関してはほぼ沈黙し、何事もなかったかのように改変した本頌に必要な注釈を施すのみである。そこには『順正理論』との住み分けが明確になされ、世親に対して徹底抗論する反

駁書と、あくまで正統説を肅々と論じる宗義書という対照的な姿勢が表われている。おそらくそれが両書の基本スタンスなのであろう。

その姿勢からすると【13】【17】の異説批判のための本頌を追加した改頌例は極めて異例といえる。【13】(III-11~12)は中有実有論における喩例の影像色について、【17】(IV2cd~3)は身表業形色説に関する論議であり、いずれも『順正理論』は多くの言葉を費やして周到に経主批判を繰り広げて自説の正当性を主張している。『顕宗論』はこれらを抜粋する形で経主を批判し、その内容を要約した本頌を追加する。しかも【13】では『順正理論』の議論を組み換えて構成を整え、【17】では『順正理論』にはない独自の根拠を組み入れて論じる工夫を施している³⁰⁾。

『顕宗論』では全般的に長行において『順正理論』に準じた経主批判を展開する議論も少なからず見られるが、それを本頌の中にまで読み込むのは他に例を見ない。

衆賢は【29】(VIII-40)の結頌の改変において、世親が造論の意図を述べた文脈をもじり、世親が「多く(prāyas)」毘婆沙師の方軌によると述べたのを『顕宗論』は「唯だ」と変更して毘婆沙師説に自ら異論のないことを表明している。そうして『順正理論』では世親の言明は「少しは異論がある(少有異途)」ことを表わすものと断じ、異論の例として「形色・影像色・過去未来世など」(謂形像色去來世等)を挙げている(775b22-23)。すなわち三世実有説への異論(【23】)と並べて目下の【13】【17】を例示しているのである。そのことからすると、これら二例の大幅な増広改頌は、基本姿勢を曲げてまで指摘せねばならない事項であったことが窺われ、世親とその支持者たちに対する痛烈なメッセージとも受け止められる。

4. おわりに

以上、検証は十分とはいえないが一応の結論を示して論考を終える。

1. 『顕宗論』の29箇所に及ぶ本頌改変は、その動機が異説の排除、教義内容の是正、表現上の是正の3種に区分しうる。それは重要な教学的相違から些細な問題まで多岐にわたるが、より厳格な本頌の完成を目指す衆賢の意欲が表われたものといえる。
2. 改頌について『順正理論』は長行で異議を唱えて是正を求める議論を尽しているが、多くの場合『顕宗論』は是正した本頌を提示して議論については沈黙を守りむしろ無視する態度をとる。これが衆賢による二論書の基本スタンスとなっている。
3. 一方で、改頌案を提示しながら実際には既存の本頌を無改変で流用する場合もあり、世親の作成した本頌を極力尊重する姿勢も見られる。その姿勢から記述が曖昧に終わり、ときにはその意図が計りかねる例もある。
4. 本頌を大幅に追加して異説批判を論ずる二つの改頌例は、上記の基本スタンスを逸脱している。他の本頌が極力異説を排除し正統説に準拠して改変される中であって、これら二例のメッセージ性は際立っている。
5. 玄奘訳では『俱舍論』にすでに加筆・改変の形跡があるものが含まれるため、オリジナルで衆賢の関与がどこまであるのか判断がつかない場合がある。AKBh・真諦訳など俱舍論諸本との相違も考慮して、総合的に検証する必要がある。
6. いずれにしても、二論書ともに世親の作る本頌を最大限尊重しつつ、カシミール有部の

伝統説をそこに反映させていこうとする、衆賢の姿勢がそこには看取される。それは『アビダルマディーパ』のように全く別物の本頌を作って対抗するのではなく、あくまで『俱舍論』の本頌を伝統説に即したものに「改訂」しようという意図なのであろう。

《一次資料・略号等》

AKBh *Abhidharama-kośabhāṣya of Vasubandhu*, ed. by P.Pradhan, Tibetan Sanskrit Works Series vol.VIII, K.P.Jayaswal Research Institute, Patna 1967.

AKBh-T *Chos mngon pa'i mdzod kyi thig le'ur byas pa (Abhidharmakośabhāṣya)*, D.No.4090: ku26b1-khu95a7, P:5591; gu27b6-ngul09a8.

AKK *The Text of the Abhidharmakośakārikā of Vasubandhu by V.V. Gokhale, the Journal of the Bombay Branch vol.22*, Royal Asiatic Society, 1946, pp.73-103.

AKK-T *Chos mngon pa'i mdzod kyi bshad pa (Abhidharmakośakārikā)*, D.No.4089: kulb1-25a7, P:5590; gulb-27b6.

SA *Sphuṭārthā Abhidharmakośavyākhyā, the Work of Yaśomitra*, ed. by Unrai Wogihara, 1936 (rep.1989) Tokyo.

『俱舍釈論』 婆藪盤豆造眞諦譯『阿毘達磨俱舍釋論』二十二卷 (T1559.vol.29: 161a1-310c18) (= 真)

『俱舍論』 世親造玄奘譯『阿毘達磨俱舍論』三十卷 (T1558.vol.29: 1a1-159b15) (= 俱)

『顯宗論』 衆賢造玄奘譯『阿毘達磨藏顯宗論』四十卷 (T1563.vol.29: 777a1-977c7) (= 顯)

『順正理論』 衆賢造玄奘譯『阿毘達磨順正理論』八十卷 (T1562.vol.29: 329a1-775c3) (= 順)

『婆沙論』 五百大阿羅漢等造玄奘譯『阿毘達磨大毘婆沙論』二百卷 (T1545.vol.27: 1a1-1004a9)

D Derge edition.

P Peking edition.

T 大正新脩大藏經 (大藏出版)

注

- 1) 加藤純章 [1989] 『経量部の研究』 (春秋社) pp.7-15参照。
- 2) 『顯宗論』はすべての記述を『順正理論』に依存する訳ではない。『国訳一切経』印度撰述部毘曇部23・24卷 (大東出版社) の『顯宗論』国訳は、原文が『順正理論』と異なる箇所、誤って後者と同じ訳文が使われることが屢々ある。参照する場合は注意が必要である。
- 3) 櫻部建 [1981] 「Notes on the Abhidharmakośa」 (『インド学報』 3) は研究ノートながら、この件に関する最初の指摘である。アビダルマ研究所 (Abhidharma Research Institute) とは1980年代に田端哲哉が主宰して活動した私的な研究組織であり、いち早く仏教学の分野でコンピュータ利用を手がけるなど、当時の最先端の方法論を導入していた。特に衆賢研究の重要性に着目した研究が多く発信され、学生時代の筆者も大いに刺激を受けたものである。目下の主題については、櫻部の提言を承ける形で、安原星子 [1983] 「順正理論弁差別品の一問題」 (『A.R.I. 紀要』 2)、伴戸昇空 [1984] 「《研究ノート》顯宗論の性格 其一：改頌部分に見られる衆賢の思想①」 (『A.R.I. 紀要』 3) が発表されている。櫻部は20箇所 (25頌) の改頌を指摘し、安原は弁本作品の2頌と弁差別品の4箇所 (7頌) の改頌について論じ、また伴戸は『顯宗論』の改頌総数を37頌としてタイプ別に分類し一部事例を詳しく分析している。
- 4) 帰敬頌は『顯宗論』序品第一の冒頭に提示され、一切智たる仏陀に帰敬したのにちなみ序品ではその後、散文で一切智者論が展開する (一色大悟 [2016] 「衆賢の一切智者論証」『智慧のともしび・アビダルマ仏教の展開：インド・東南アジア・チベット篇 (三友健容博士古稀記念論文集)』 pp.646-662 参照)。また総結頌は弁定品第九の末尾に提示される (977b28-c06)。七言句からなる四頌の中で「正理」に順ずべきことが繰り返し説かれ、むしろ『順正理論』のタイトルを想起させるような総頌となっている。
- 5) 先行研究のうち総数に言及するのは伴戸 [1984] のみであるが、そこでは37頌と数えている (p.129)。しかし議論が複数の本頌にまたがる例もあるので、本稿では本頌数でなく議論の箇所を数えた数としている。

ただ伴戸は数のみを挙げて具体的な本頌が示されない例を含むので、本稿の調査結果と一致しているかは確認できない。なお、福原亮敏 [1973] 『梵本藏漢英和訳合璧阿毘達磨俱舍論本頌の研究：界品・根品・世間品』（永田文昌堂）、同 [1974] 『梵本藏漢訳合璧阿毘達磨俱舍論本頌の研究 II：薬品・睡眠品』（永田文昌堂）も参照。

- 6) 参照しうる現存本頌資料には、梵文の AKK（ゴーカーレー本）と AKBh（プラダン本）の 2 種、チベット訳の本頌と釈論の 2 種、漢訳の真諦訳釈論と玄奘訳の本頌と釈論の 3 種、合計 7 種のテキストがあり、また諸注釈の引用からも断片的に情報が得られる。しかしそれぞれの本頌数が異なることや、AKK と AKBh との若干の語句の相違、真諦・玄奘訳にそれぞれ明らかな本頌の増広・変更が認められることなどの問題点が残存する。これらの問題は部分的には論じられてきたが、議論が十分整理されているとは言いがたい。特に真諦訳に見られる相違には看過しえない問題が存在する。この問題については別稿を期したい。
- 7) 自註を伴う AKBh はじめ他の諸本では、多くの本頌は分断されて自註の文章に組み込まれる形式をとる。しかし玄奘訳では、内容の区切りによって一頌ないしは複数の本頌を予め提示し、その後自註をまとめて記述する形になっている。同様の操作は『唯識二十論』などでも見られる。玄奘の見た梵文がその通りであったかは疑わしいが、その方が内容理解のためには有効である反面、他の諸本との比較が困難な場合もある。この本頌のまとめ方が基本的には『順正理論』（および『顕宗論』）でも統一されている。玄奘は『俱舍論』の翻訳に 3 年 2 ヶ月を要し、その前半に『顕宗論』を、後半に『順正理論』を並行して訳したという（加藤 [1989] pp.6-7 参照）。これら三書の訳風が統一されているのも計画的なものだったことが分かる。
- 8) たとえば「被障」（俱）→「彼障」（順）（I-42d）、「生住」（俱）→「先住」（順）（II-45d）、「十九」（俱）→「七九」（順）（VII-14d）などは明らかにいずれかが誤字と断ぜられ、異本や古注の指摘から知られる誤字もある。また「陋」（俱）→「狹」（順）（VII-14d）、「伽湿弥羅」（俱）→「迦湿弥羅」（順）（IV-39c）等は異体字と判ぜられる。
- 9) 「有尋伺」（俱）→「唯尋伺」（順）（I-32a: savitarkavicārah）、「意殊勝」（俱）→「意樂勝」（順）（IV-55b: āśayaviṣeṣataḥ）、「果衆」（俱）→「果種」（順）（IV-121d: phalabīja）、「淨識縁」（俱）→「淨識行」（順）（V-30d: -anāśrava-gocarāḥ）、「非常」（俱）→「無常」（順）（VI-16c: anitya）、「非我」（俱）→「無我」（順）（VI-16c: -anātmataḥ）、「多一心」（俱）→「多心一」（順）（VII-52c: ādāv ekam anekena）の例は同一原文が想定可能であり、衆賢も問題視していないことから、玄奘訳の事情によると思われる。同様に『顕宗論』との相違でも V-58ab の「通憂喜俱起」（俱110b16/順648b01）→「通憂喜相應」（顕908c20）の「俱起」「相應」は梵文では本頌になく長行の *saṃprayujyante* (AKBh:318.16) に対応する玄奘訳の補足であり、長行にも関連議論は見られないので、変更とは見なさない。
- 10) *vā tan* は AKBh: *yāvat* とあるが龍谷大学所蔵の写本複製で *vātat** と読めるので訂正した。cf. AKBh-T: 'm de.
- 11) 「或」は大正蔵では「惑」であるが明本・宮本および冠導本 (13.16r) の支持により訂正。
- 12) 【8】AKBh は II-1（【7】相当）で *kila*（伝説）の語を付して正説を述べた後、有余師（*apare*）の説として II-2~4 を提示する (39.3ff.)。『俱舍論』は「毘婆沙師傳説如此。有余師説…」(13c12-13) と繋ぎ、II-1 とそれ以下との相違を明確にさせている。これを『順正理論』は「初傳説言。顯樂後説。謂或有説…」(377c29-378a02) と評する。
- 13) 【2】(I-10b) 声処の八種分類を排し二種説を採用する (cf. 伴戸 [1984] pp.128-124)。【6】(I-42) 識見説を否定する根拠（被障諸色故）を有余師説と断じ正説を示すとともに *kila*（伝説）の語を削除する（『順正理論』364b01ff.）。【10】(II-50bcd) 俱有因の定義の「互為果」を「一果法」に是正する。前者は主としてガンダーラ系論書に見られ (cf. 『阿毘曇心論』T28:811c5-7)、後者が正統説とされる（『婆沙論』T27:85b23-26）。
- 14) IV-39, IV-63, IV-94 など、異説が読み込まれた本頌は他にも存在するが、これらは正統説の理解のために言及すべき必要性があったのであろう。
- 15) AKBh:14.10-13. 自註で世親は *kila* を付して不信感を暗示している (*triprakārah kila sattvānām mohah* | 『俱舍論』5b05 傳説有情愚有三種)。安慧註によると世親は『五蘊論』において異なる主旨の解釈を行なってお

り、そのことから不信感を表明したとされる (cf. 小谷信千代ほか [2019]「新出梵本『俱舍論安慧疏』(界品) 試訳(6)」(『大谷大学真宗総合研究所紀要』36) p.130ff. 参照)。しかし『順正理論』はそのことには全く触れず、三位・三過・三病の相違を付け加えて是正する (344a27-b02)。

- 16) 順決択分に属する定律儀は初刹那に過去を成就しないとする (『順正理論』550a11-17)。
- 17) 【25】(V-35cd/36abc) 三漏の中、有漏が上二界である理由のうち内門転の共通性について、『順正理論』は外門転もあるから「同一対治」と変更すべきだと指摘する一方で「設依此義無壞頌文」と妥協する (『順正理論』640b11-17)。しかし『顯宗論』はあえて改頌している。【28】(VII-44) 六通と四念住の関係について、AKBhは初めの三通(神境・天眼・天耳)は身念住、他心通は受・心・法の三、残り(宿住・漏尽通)は四念住とするが、『順正理論』は宿住通は法念住のみ、また漏尽通は法念住だけの場合と四念住の場合とがあると批判する (753c22-27)。『顯宗論』の改変部分は「〔神境・天眼・天耳〕三は身、一〔の他心〕は余の三〔すなわち受・心・法〕、一〔の宿住〕は法、後〔の漏尽〕は法〔あるいは〕四なり」と読む。他の諸例の詳細は省略。
- 18) AKBhが西牛貨洲を「丸く無欠 (maṅḍala)」、北俱盧洲を「正方形 (caturasra) で面が各二千で等しい (sama)」としたのに対して、『順正理論』は「正方形で面が各二千」とするなら「等しい (sama)」は無用であり、あるいは「丸い」「等しい」とだけ言えば「無欠」「正方形」は無用になるので、「満月や方座のごとし」とすべきだと非難する (515c26-29)。AKBhは南瞻部洲と東勝身洲についてはそれぞれ「如車 (śakaṭākṛti)」「如半月 (ardhacandravat)」と譬喩表現をしており (AKBh: 161.11,17; 『俱舍論』57c19,21)、統一感を欠いている。
- 19) 加藤 [1989] pp.17-32参照。AKBhで kila が付せられた本頌は 8 例あるが、そのうちここに挙げた 4 例は kila を削除するだけの改頌例であり、上述の【6】は内容も異説と断じられて改変されたものである (注 13参照)。残りの 3 例は『顯宗論』での改頌が見られない (本稿 p.11参照)。
- 20) 加藤純章 [1967]「新薩婆多」『印仏研』16(1) 参照。
- 21) 【15】(III-52d/53ab) では、須弥山外海のうち第八海の広さについて、AKBhは32万 2 千由旬と記すが、『順正理論』は実際の量はさらに1287半ほど加わると誤差を指摘し (515c03-05)、『顯宗論』はその合計数を本頌に約数で示す。cf. 『婆沙論』691c9-11、SA: 325.19-20。【24】(V-28) 見苦所断のとき他の随眠になお繋があることを説く中で、『順正理論』は現状では本頌の「縁此」の語が無用であり、有用としても前句の「余遍行随眠」に雑亂があり「余」か「遍行」のどちらかを削除すべきだが「縁此」を欠くから煩わしいと指摘する (636c07-21)。【26】(VI-1) 賢聖品冒頭で AKBh が「見道は無漏、修道は有漏・無漏二種」とするのに対して、『順正理論』は前に随眠品 (V-6) で意味上は説かれているから、再説するのは無用と批判する (657c19-28)。『顯宗論』はこれを排除して b 句を拡張させた本頌に改変する。
- 22) 三界十二心が生じるとき、どの心が獲得されるかを分別するものであり、『俱舍論』『順正理論』の本頌を長行で補って読めば「三界の染汚心はそれぞれ六・六・二心を獲得し、色界の善心は三心を、有学心は四心を獲得し、それ以外すなわち三界の無覆無記・欲無色界善・無学心はそれ自体の心のみを獲得する」となる。一方、『顯宗論』の本頌では欲界の染汚心は無覆無記心を加えて「七」とし、色界の善心と有学心は欲界無覆無記心を排除してそれぞれ「二」「三」と数を減らし、また「二無」によって欲界と色界の無覆無記心はどの心も獲得しないことを示し、したがって「余」が示す心からもこの二心は除かれている。この相違について衆賢自身は全く語らない。先行論書では『雜阿毘曇心論』(T28:944c27-945a13) に議論があるが、これは AKBh (109.21-23) と『順正理論』(455c15-18) に言及される有余説に等しい。普光『俱舍論記』は『顯宗論』の欲界の染汚心の七については『識身足論』の所説にもとづくとし、それは四種の無覆無記のいずれを意図するかの相違でもあり、意味としては『俱舍論』と相違はないと解釈する (T41: 146a28ff.)。しかしなぜ衆賢が異なる説を出すのかについては言及がない。
- 23) IV-11は二種等起(転・随転)と六識との四句分別、IV-12はそれらの三性分別を行なっているが、AKBhは前者の第4句(非俱)を本頌で省略して自註において無漏とし (AKBh:203.18-204.11)、また後者では異熟生無記は転でも随転でもないとする (AKBh:204.11-205.10)。これらを玄奘訳は一つの議論にまとめている (『俱舍論』71c24-29)。『順正理論』はその中で、修所断の一部は転・随転のどちらでもないことと、異

熟生は随転であることの二点を指摘し(547b13ff.)、それにもとづいて『顕宗論』は改頌するのである。おそらく玄奘は二頌にわたる関連議論を一つにすることで理解しやすくしたのであろうが、これではどこまでが衆賢による改頌なのか不明瞭になっている(三友健容[1977]「アビダルマ仏教における無表業論の展開(三)」『法華文化研究』3: pp.185-189参照。三友は梵本の相違と見なしている)。また【27】は先立つVII-18abの部分も2頌に増広して本頌で補足説明しており(『俱舍論』138a07-10)、これも玄奘の操作がどこまで加わっているか不明である。

- 24) 同様に【22】(IV-40)も改頌部分ではないが玄奘訳には「等」が付加され、また梵文c句の「無色界繫も同様(tathārūpyāptam)」を省略している点で他の諸本と異なる。『順正理論』にはこの「等」を前提とした議論があり(566c10-14)、その議論にもとづいて玄奘が『俱舍論』を改変したとも考えられる。
- 25) IV-27cd: nāsaṃvaro 'sty ahorātraṃ na kilaiṃvaṃ pragṛhyate || (AKBh: 212.23-213.1)。「惡戒無晝夜 謂非如善受」(俱74c28) → 「惡戒無晝夜 以非如善受」(順551c25/顯868a22)。一晝夜限定の不律儀がないことについて、AKBhには經部の不律儀非実有による批判がある(213.8-10)が、『順正理論』は長行で正説を述べた後、不律儀の実有はすでに成立している言うにとどめ改頌については触れない。『顕宗論』は改頌を含めほぼ『順正理論』と全同。IV-31abc: sarve cet saṃvṛtā ekadeśa-kāry-ādayaḥ katham | tat-pālanāt kila proktā (AKBh:215.13-16)。「若皆具律儀 何言一分等 謂約能持説」(俱76a12-13) → 「若皆具律儀 何言一分等 約能持故説」(順553a18-19/顯869b4-5)。優婆塞に律儀が必要とするカシミール説に対して疑問を呈するAKBhが教証の伝統解釈を懐疑的に提示する。『順正理論』は世親の見解を経部説と断じるが改頌には言及しない。『顕宗論』もこれを再録する。V-37cd: nāraveṣṭv asahāyānām na kilāsyānukūlatā || (AKBh:307.6)。「見不順住故 非於漏獨立」(俱107c02/順640b29/顯904b19)。三漏の分類に見漏を立てない理由として漏の原義にそぐわない点が挙げられ、AKBhは自註にも kila を付して不信感を示す。『順正理論』は kila については沈黙しこの説自体を有余師説とする。『顕宗論』はほぼ『順正理論』と全同。玄奘訳三本すべて同じ本頌で、kila も訳し込まれていない。加藤[1973] pp.332-336参照。
- 26) 櫻部[1981] p.22、安原[1983] pp.42-43、伴戸[1984] p.129。
- 27) I-23は『俱舍論』の本頌には「前五境唯現 四境唯所造 餘用遠速明 或隨處次第」(5c22-23)とある。これに対して『順正理論』は長行において「然經主意。就根依處假説如此。經主或言。似通異釋。故今於此別作頌文」(346a04-06)と述べ、「前五用先起 五用初二遠 三用初二明 或隨處次第」という改頌案を提示する(346a07-08)。しかし『顕宗論』は『順正理論』と同文の指摘をするだけで(『顕宗論』786a21-b04.)、本頌は『俱舍論』のものを採用している(785c26-27)。
- 28) II-42「如是無想定 後靜慮求脫 善唯順生受 非聖得一世」(『順正理論』401a03-04)…又許此定通是此法外法異生所得非聖。以諸聖者於無想定如見深坑不樂入故。頌中已説「求脫」言故。即顯此定唯屬異生。復言「非聖」。便爲無用(401b04-07)。cf.『顕宗論』806b23-c16。
II-53cd「相應因決定 心心所同依」(『順正理論』425b22)…又契經説。以眼爲門。唯爲見色。此等皆説種類同依。是故頌中。應如是簡謂「心心所同時同依」。故彼釋中。自攝二義。謂若眼識用此利那眼根爲依。乃至廣説。頌中既闕「同時」之言。如何得知此「同依」者。非一種類是一刹那。若謂釋中攝故無過。應所造頌不説「同依」。但説「相應因決定心心所」(425c08-17)。cf.『顕宗論』817a19-b11。
V-6「忍所害隨眠 有頂唯見斷 餘通見修斷 智所害唯修」(『順正理論』605a26-27)…頌言「餘通見修斷」者。此言不説義准可知。…餘通准知故。令義顯故正説無失。本頌の表現に苦言を呈しながらも、最後には容認している。cf.『顕宗論』893b26-28(長行に言及なし)。
VI-34cd「斷欲三四品 三二生家家」(『順正理論』694b14)…頌中不説預流果後。説進斷惑能治彼無漏諸根。義准已成。故不具説。若爾應不説三二生言。説斷三四品義已成故。謂已進斷三四品惑。決定餘有三二生。故説家家相不圓滿。則應於頌更説「等」聲。方可具收家家三相。或應不説「三二生」言。然頌中言「三二生」者。以有增進於所受生。或少或無或過此故(694b26-c04)。cf.『顕宗論』926c18-25。
- 29) III-36a「餘已説當説」(『順正理論』509a03-09)論曰。所餘有支。或有已説。或有當説。如前已辯。若爾何緣更興此頌。爲於後頌遮廣釋疑。由後頌中説煩惱等。勿有於此生如是疑。前已廣明四支義訖。次應廣釋其餘有支。爲顯後文依惑業事。寄喻總顯十二有支。故軌範師。更興此頌。cf.『顕宗論』846c16-21。

30) いずれも議論が込み入っているので詳細を述べる余裕はない。『顕宗論』の改頌の試訳のみ示しておく（太字が改変部分）。

【13】(III-11～12相当) 穀類などの相続のように〔死有の後〕場所の断絶なく続生する。わが宗義では〔実体のある〕影像が生じることとその中間にも間断がないことを認める。〔影像が〕成立しないから喩例にならないというのはある者たちの主張である。その所説は不合理である。〔先行する影像が〕後続の影像を生じるからである。存在の相と相応するから、常に知覚されるのではないから、他の色を妨げるから、無分別の対象だからである。一つの場所に二つの〔色〕が同時に存在しないのは、そのように知覚したことを表すからであり、日光が二つの影像を生じるのではない。〔主題と〕一致しないから喩例にならない。一つの〔本体〕から多くの〔影像〕を生じるから、〔自〕相続ではなく〔本体と鏡面の〕二つから生じる〔からである〕。聖者（仏陀）の説、ガンダルヴァの〔経〕、また五〔不還〕・七〔善士趣〕の経があるからである。

【17】(IV-2b～3c相当) 身表は別な形色と認められ、動きではない。有爲法は有利那であり減するからである。無因の〔滅〕がなくなってしまうからである。生因が減せしめることになるからである。〔生と滅を〕決定する原因はないからである。地〔・水・日光〕等に〔生因・滅因の〕相違はないからである。〔顕色・形色は〕知覚の様相に区別があるからである。〔形色は〕他（＝顕色）を待たずに把握されるからである。相違の原因に区別があるからである。〔いずれかが〕滅する場合と滅しない場合があるからである。〔顕色とは〕別に極微があると認められるからである。〔眼・身〕二根が把握するのではないからである。その〔身根は〕意識の対象だからである。〔すなわち〕堅等を識別しておえて長等の認識が生じ、一面に触が多く生じれば長等があることが推理される。多くの触の集合に対して長等の〔認識〕があるからである。〔顕色と形色が〕同じならば過失も同じくするから〔顕色とは別に形色はある〕。

【17】について指摘せねばならないのは、真諦訳『俱舍釈論』の本頌がこの『顕宗論』の改変本頌と奇妙な一致を見せていることである。『俱舍釈論』の本頌は自註の文に組み込まれているが、AKBhと同様の自註の中に改変した本頌が混在しているので、意味がよく通じなくなっている。本頌部分を回収すると次のようになる。「説身有教相 非動利那故 最後滅盡故 無不從因生 生因成能滅 於決無證故 於地等寧有 向一方聚生 執色假説此 相貌由比量 約色相決判 二根取無入 決是意塵故 由分別堅等 長等智生故 於大聚集有 復決定相貌 不同相違故」（『俱舍釈論』225b11-226a21）。真諦訳には他にも独自の本頌や長行が含まれる箇所が屢々見られる。玄奘訳の問題も含めて、本頌のあり方を全体的に見直す必要がある。なお【13】の議論の詳細については別稿を準備中。

（追記）本稿脱稿後に、2020年度印仏大会において田中裕成氏により「新出俱舍論偈写本に見るカシュミール局部的改変」と題する発表があった。ポタラ宮蔵の新出の俱舍論偈梵文写本に従来知られたものとは異なる本頌が含まれ、それがまさに『顕宗論』が改変した本頌と一致するものを含むこと、また真諦訳本頌の改変箇所にも対応することが判明したという主旨である。我々の持つ俱舍論本頌の概念を覆す発見といえる。本稿も訂正を余儀なくされることにもなるだろうが、今は氏のさらなる詳細な報告を待ちたい。